

公の施設使用料の算定基準 (案)

美濃加茂市

1 基本的な考え方

使用料の算定にあたっては、「受益者負担の原則」に基づき、「利益分を負担する受益者」と「税金を負担する納税者」のどちらも納得できるように、「適正な負担」とは何かという視点で、明確で統一的な基準を設ける必要があります。

そこで、この算定基準は、受益者負担の原則に則り、施設の管理運営に係る投入コストを基本とし、下記の算定式により求め、現行料金との差額など考慮すべき要因を適切に反映した上で、設定することとします。

表1 使用料の算定式

$$\text{使用料} = \text{基準額} \times \text{負担割合}$$

- ①「基準額」とは、公の施設の管理運営にあたって公費で負担する範囲を除いたもので、利用者に負担を求めようとする費用の基本となる額をいい、「人にかかる費用」と「物にかかる費用」を算定します。
- ②「負担割合」とは、対象とする施設が「日常生活に不可欠か（必需的・選択的）」、「民間による提供が難しいか（非市場的・市場的）」といったサービスの性質（公共性の強弱）によって、受益者と公費の割合を設定します。

2 対象施設

この基準により使用料を算定する施設は、市内の施設のうち、次の各表で示した施設とします。また、受益と負担の公平性の観点から、現在、使用料が設定されていない会議室、学習室等も含めます。

○表2 対象施設（その1）

施設区分	施設数	対 象 施 設
体育施設	8	美濃加茂市中央体育館（プラザちゅうたい）
		美濃加茂市西体育館
		美濃加茂市東総合運動場（庭球場も含む）
		美濃加茂市西総合運動場
		美濃加茂市前平総合運動場（市民プール・庭球場も含む）
		美濃加茂市下米田グラウンド
		美濃加茂市市橋グラウンド
		サン・スポーツランド美濃加茂
生涯学習施設	11	美濃加茂市生涯学習センター
		太田交流センター
		上古井交流センター
		下古井交流センター
		山之上交流センター
		蜂屋交流センター
		加茂野交流センター
		伊深交流センター
		三和交流センター
		下米田交流センター
		牧野交流センター
文化施設	2	美濃加茂市文化会館
		みのかも文化の森（博物館部分を除く）

○ 公の施設ではないが対象施設とするもの

施設区分	施設数	対 象 施 設
体育施設	1 1	学校開放施設（市内小中学校体育館）
生涯学習施設	1	東図書館2階（目的外使用）
老人福祉施設	1	美濃加茂市総合福祉会館（目的外使用）

また、本基準の対象外とする施設は以下のとおりとします。

○表3 基準から除外する施設

区 分	施 設
法令等に無料と定められている施設	小中学校・図書館
算定方法や受益者負担の基準が定められている施設	市営住宅等
法により無料または低額な料金とする施設	総合福祉会館（目的外使用を除きます）
地方公営企業法を適用し独立採算を目指す施設	水道・下水道施設

3 算定する費用について

受益者負担の原則に基づき、施設の管理運営に要する費用を、受益者（利用者）に負担していただくためには、使用料算定の基礎となる基準額を的確に把握する必要があります。

算定する費用は、表4に示した施設の管理運営に直接要する「人にかかる費用」及び「物にかかる費用」とし、原則として、市の財務4表のうち、1年間の行政活動の中で、財産の形成につながらない行政サービス（人的サービスや給付サービスなど）の経費を表した、行政コスト計算書により算出された数値とします。

ただし、行政コスト計算書による数値が算定されていない施設については、算定を行おうとする年度の直近の決算値を活用するものとします。また、過去2年の実績と大きく乖離するときは、直近3年間の平均値を活用するものとします。

なお、表5で示す土地の取得に要した費用等については、基準額の計算には算定しないものとします。

○表4 基準額に算定する費用

人にかかる費用(サービス提供や施設を管理運営するための業務に直接従事する職員に要する費用)	給与等	正規職員、非常勤職員、臨時任用職員の就労に対する対価としての費用をいいます。
物にかかる費用(サービス提供や施設を管理運営するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用)	需用費	事務用品などの消費的な物品の取得、修理等に要する費用
	備品購入費	机やイスといった長期間その形状を変えことなく使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用(2万円未満のもの、減価償却費で計上するものは除きます)
	委託料	施設の運営及び保守点検等の作業を外部委託する費用
	その他	その他サービス提供及び施設の維持管理に必要とする費用
	維持補修費 (施設の工事 請負費を含む)	施設や設備が老朽化した場合に、以前と同様の機能が維持できるよう補修工事等を実施する費用(ただし備品の修繕や減価償却費で計上するものは除きます)

	減価償却費	使用や年数の経過により減少していく固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設（取得）に要した金額を耐用年数で年度ごとに配分した費用
--	-------	---

○表5 基準額に算定しない費用

区 分	理 由
土地にかかる費用	土地は他の有形固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという減価償却の考え方を持っていない。また、年数の経過により資産価額が減少するものではなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、原価として算定することは適切ではないと判断されます。
間接的な費用（内部管理部門における事務に要した費用）	直接、施設を管理運営するための費用ではないため、内部管理的業務に関する費用は、原価として算定することは適切ではないと判断されます。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用（災害による現場の復旧に要した費用）	災害等の特殊事情により、一時的・臨時的に要した費用については、通常サービスを提供するのに直接関連しない費用と考えられるため、算定しないものとします。
特定の個人の便宜に要した費用（必要に応じ別途実費相当分を徴収するもの。研修のテキスト代など）	イベントに要した費用や研修のテキスト代などは、そのイベントや研修等に参加した特定の受益者にのみ発生する費用であり、その施設の全てを受益者に転嫁すべきではなく、必要に応じて該当する受益者から実費相当分を徴収すべきと考えられ、算定しないものとします。

4 負担割合について

(1) 負担割合の基本的な考え方

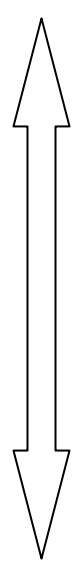
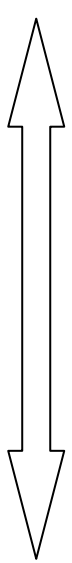
負担割合とは、公の施設の管理運営に要するコストのうち、どこまでを税金の負担、どこまでを受益者の負担とするのかを設定するものです。本来、施設サービスを利用した場合、その利用に必要なコストは、全て受益者が負担することが原則です。しかし、公園などのように市民生活に必要不可欠な施設で、行政が責任を持って提供する必要がある施設については、受益者からではなく、全て税金で負担するほうが望ましい場合もあります。

また、体育館のように人によって必要性が異なる施設については、必ずしも行政が提供しなければならないものではありませんが、市民の健康増進などの観点から税金で一定の負担を行い、利用者の負担を軽減することにより、利用を促進することが妥当な場合もあります。

このように施設の種類によって、行政が責任を持つ必要性の度合いが異なることから、施設の性質に応じ、施設ごとに負担割合を設定することとします。

(2) 負担割合の設定

施設の負担割合は、当該サービスの性質によって区分するものとし、そのサービスの性質は「必需性」と「市場性」の2つの視点により分類し、施設に応じて区分するものとしします。

区分	施設の分類	施設例	負担割合	必需性	市場性
1	民間で同種のサービスが提供されている施設	市民プール ちゅうたいトレーニングルーム テニスコート	受益者 100%		
2	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など一定の公共性が認められる施設	文化の森(※1) ・文化会館 体育館・運動場・ 野球場・生涯学習施設	受益者 50% 公費 50%		
3	法律で無料とされる施設や広く市民の利用に供する施設及び教育施設など公共性が高く、行政として積極的に提供すべき施設	図書館(※2)・ 公園など	公費 100%		

※1 博物館部分は除きます。

※2 東図書館2階部分は除きます。

(3) 各施設における目的外使用の取り扱い

受益者の負担割合が100%以外の領域に分類される施設であっても、施設の有効利用のため、設置目的外の使用の場合は、受益者の負担割合が100%の領域に位置付け、取り扱うものとします。

【目的外使用の取扱例】

美濃加茂市総合福祉会館を一般企業が研修等で使用するときは、目的外使用として受益者100%の使用料とする。

総合福祉会館の設置目的 → 高齢者、障がい者、母子家庭等の市民福祉の増進を図るため（美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例で規定）

5 使用料の算定について

使用料の算定については、「基本的な考え方」で示したとおり、次の算定式によって求めるものとします。

$$\text{使用料} = \text{基準額} \times \text{負担割合}$$

なお、使用料の算定方式は、施設の利用形態により、次の2つに分類します。

- 1室あたりの基準額（貸室等の場合）から使用料を算定する方式
 - ・・・会議室、研修室、ホール等
- 1人当たりの基準額（個人利用の場合）から使用料を算定する方式
 - ・・・プール、トレーニングルーム等

(1) 1室あたりの基準額（貸室等の場合）から使用料を算定する方式

① 1㎡当たりの年間基準額

$$= \text{施設全体の管理運営費} \div \text{貸出面積の合計}$$

※事務所及びトイレ等、共有部分の管理運営に要する費用についても、サービスを提供する上で必要な費用であり、管理運営として算定し、これらの部分の面積を除く貸出面積の合計で按分することにより、使用料へ反映させるものとします。

② 1㎡当たりの時間基準額

$$= 1 \text{㎡当たりの年間基準額 (①で算出された額)} \div \text{年間開館時間}$$

③ 1室当たりの基準額

$$= 1 \text{㎡当たりの時間基準額 (②で算出された額)} \times \text{利用面積 (室面積)} \\ \times \text{利用時間}$$

④ 1室当たりの使用料

$$= 1 \text{室当たりの基準額 (③で算出された額)} \times \text{負担割合}$$

【具体的な計算例・会議室Aの使用料の算定方法】

(単位：㎡)

区 分	会議室A	会議室B	事務所	トイレ等 共有部分	延床面積
面 積	200	100	50	50	400

※施設全体の管理運営費総額：1,200,000円

※年間の開館時間：200時間 負担割合：50%

※貸出面積の合計：300㎡（会議室A＋会議室B）

⇒ 1㎡当たりの年間基準額 $1,200,000 \text{円} \div 300 \text{㎡} = 4,000 \text{円}/\text{㎡}$

⇒ 1㎡当たりの時間基準額 $4,000 \text{円}/\text{㎡} \div 200 \text{時間} = 20 \text{円}/\text{㎡}/\text{時間}$

⇒ 1室当たりの使用料（1時間あたり）

$20 \text{円}/\text{㎡}/\text{時間} \times 200 \text{㎡} \times 50\% = 2,000 \text{円}$

※2時間利用する場合は、 $2,000 \text{円} \times 2 \text{(時間)} = 4,000 \text{円}$

(2) 1人当たりの基準額（個人利用の場合）から使用料を算定する方式

$$\text{① 1人当たりの基準額} = \text{管理運営費} \div \text{年間受益者（利用者）数}$$

※利用者数は、過去3年の平均を基本とします。ただし、増減の傾向が明確な場合は、これを加味し、各施設の実情から判断するものとします。

$$\text{② 1㎡当たりの時間基準額}$$

$$= \text{1人当たりの年間基準額（①で算出された額）} \times \text{負担割合}$$

【具体的な計算例】市民プールの使用料の算定方法

（単位：人）

区 分	前3年	前2年	前 年	平 均
利用者数	5,000	4,800	4,600	4,800

※施設全体の管理運営費総額：1,500,000円

※利用者の負担割合：100%

⇒ 1人当たりの単価

$$1,500,000 \text{円} \div 4,800 \text{人} = 312 \text{円/人} \text{（1円未満切り捨て）}$$

⇒ 1人当たりの使用料

$$312 \text{円/人} \times 100\% = 312 \text{円}$$

使用料については、100円単位とするので、次の使用料とする。

$$312 \text{円} \rightarrow \boxed{300 \text{円}}$$

6 使用料の料金設定等について

(1) 使用料の単位及び端数処理について

使用料については、現在、一部の施設を除き、10円単位となっています。算定式においては、1円単位まで計算しますが、使用料の設定においては、収受事務の効率化を図るため、現在の10円単位から100円単位に設定するものとします。

(2) 土曜日・日曜日・祝日料金の設定について

現在、文化会館ホール、プラザちゅうたい大ホール（アマチュアスポーツ以外で使用時）において、土曜日、日曜日及び祝日使用時の使用料金を設定していますが、近隣市の状況や曜日による維持管理経費に大きな違いがないことや、受益者負担の公平性の観点から廃止します。

(3) 冷暖房料金の設定について

各地区の交流センター等については、現在、1時間ごとの冷暖房料金が設定されていますが、冷暖房に係るコストは光熱水費として基準額に含まれるため、原則として使用料に含めるものとします。

ただし、プラザちゅうたいや文化会館の大ホール、西体育館については、近隣市の状況も考慮し、冷暖房料金を加算する方式を採用するものとし、受益者負担に相当する料金を設定するものとします。

(4) 営利法人が使用する場合等の料金設定について

営利法人が施設を使用する場合等については、基本的にすべての活動が営利目的であることから、別に規定を設けている体育施設を除き、原則、使用料金の10割増しの料金を設定します。なお、営利目的となる事例としては、下記に掲げるもの全てが該当します。

【営利目的の定義】

一般法人（株式・有限会社等）又は団体・個人で金銭的な利益を得ようとする場合又は利益を得る目的で講習会や興業等の活動をするために施設を利用する場合。

【具体的な使用事例】

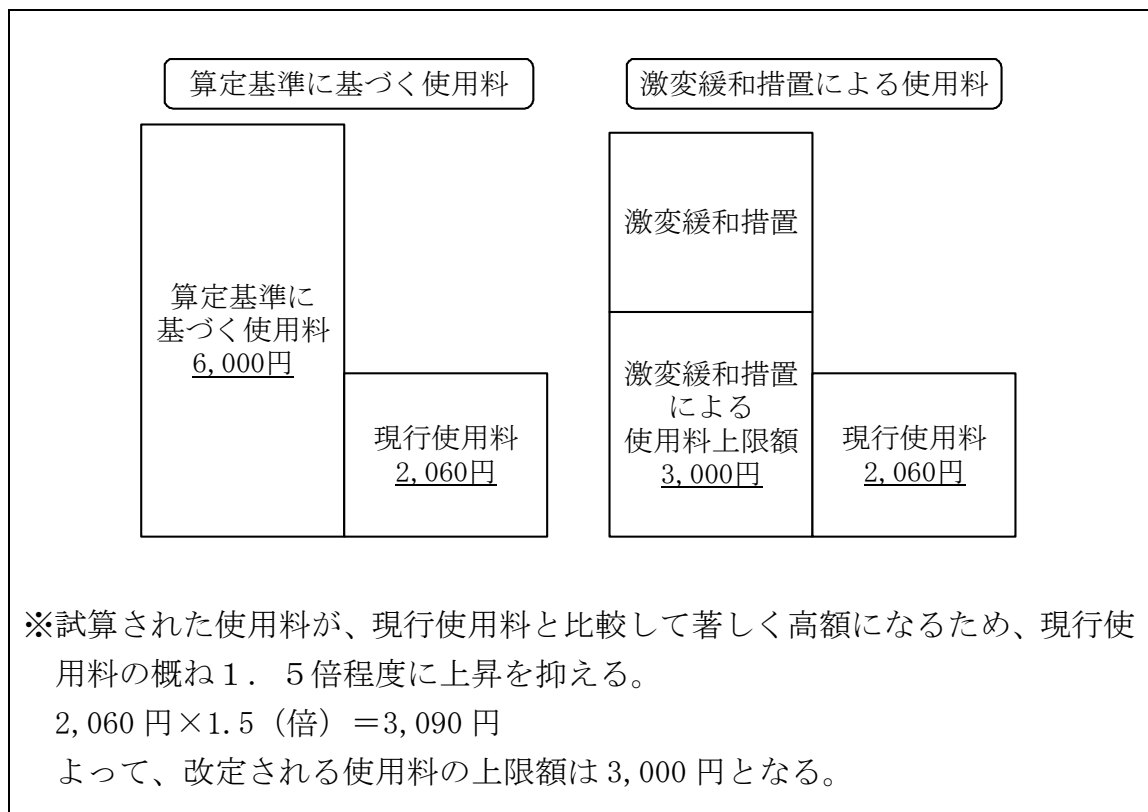
- ①一般会社の営業、社員研修会、講習会、説明会等
- ②興業会社や音楽事務所等が自ら行う講習会、演奏会、映画会等
- ③法人・個人にかかわらず金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる行為

(5) 激変緩和措置について

使用料の改定は、市民生活に直結しており、急激な負担の増加によって市民の貴重な財産の有効利用が阻害される可能性があります。そこで、このようなことを防ぐため、現行使用料より著しく高額になるときは、原則、現行使用料の概ね1.5倍程度を改定上限とする激変緩和措置を講じることとします。

- ①周辺自治体の類似施設より高額になることで、利用率の低下を招く恐れがあるときは、改定額を調整します。
- ②現行の使用料より低額となることで、民間を圧迫する恐れがあるときなどや、類似施設とのバランスに影響を及ぼすおそれがあるときは、現行の使用料を据え置きます。

○表6 激変緩和措置の考え方



(6) 利用時間の延長に係る取扱いについて

施設利用に係る延長については、1時間を基本とし、30分を超え1時間未満の場合は全て1時間の時間単価を加算するものとします。

(7) 入場料の有無による割増料金の設定について

入場料の有無による区別については、各施設に規定されており、全て入場料等の

金額に応じて、使用料の割増料金が設定されています。ただし、規模の小さい生涯学習センター集会室や文化の森の緑のホール等については、入場料金の大小による割増料金の設定を行わないものとします。

7 減額・免除等

減額・免除制度は、政策的な配慮に基づいて実施するものであり、「受益者負担の原則」の例外として、あくまでも限定的・特例的に行われるものであります。また、この制度は、これまで、各種団体活動への財政的な支援を行うこと等を目的に行われてきましたが、減額・免除する理由が拡大的に解釈されているほか、受益者層の固定化も招いています。そこで、こうした状態を是正し、より適正な制度とするため、基準の明確化を行います。

8 その他

(1) 事務の簡素化、効率化

今回、使用料の算定基準を明確にするにあたっては、市民の負担をできるだけ軽減させるためにも、管理運営経費の削減に向けた取組が必要となります。そのため、使用料については定期的に見直しを行い、市民サービスの向上はもとより、一層の事務の簡素化、効率化に努めていきます。

(2) 説明責任

受益者負担の原則を適用するためには、「なぜ、これだけの負担が必要なのか」を説明する責任があります。したがって、料金改定の際は、受益者、納税者の双方が納得のできる明確な使用料設定を行い、できる限り早い時期に、広報誌やホームページ、窓口等において、周知に努め、混乱が生じないようにします。

(3) 定期的な見直し

受益と負担の公平性、施設の管理運営改善を確保するために、料金は、原則として3年ごとに改定することとします。ただし、著しく算定基準額が変わる等、特別な事情が生じたときは、その都度見直すこととします。今後も、より一層の施設サービスの向上及び管理運営の効率化に取り組みます。

(4) 指定管理者制度を導入する施設における取扱について

指定管理者制度を導入する施設については、原則として、この使用料算定基準を反映した管理基準を定めた上で、使用料又は利用料金を設定するものとします。